

議案第22号

富津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

第6期介護保険事業計画を実施するに当たり平成27年度から平成29年度までの保険料率を定めるとともに、低所得者の保険料軽減、介護予防・日常生活支援総合事業等の実施期日に関する規定等を整備するため、条例の一部を改正するものである。

## 富津市介護保険条例の一部を改正する条例

富津市介護保険条例（平成12年富津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「27,600円」を「31,800円」に改め、同条第2号中「27,600円」を「47,700円」に改め、同条第3号中「41,400円」を「47,700円」に改め、同条第4号中「附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）」を「第39条第1項第4号」に、「50,600円」を「57,240円」に改め、同条第5号中「第39条第1項第4号」を「第39条第1項第5号」に改め、「のうち前号に該当しないもの」を削り、「55,200円」を「63,600円」に改め、同条第6号中「64,400円」を「76,320円」に改め、同号ア中「125万円」を「120万円」に改め、同号イ中「又は第8号イ」を「、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同条第7号中「69,000円」を「79,500円」に改め、同号ア中「125万円以上200万円未満」を「120万円以上125万円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同条第8号中「82,800円」を「82,680円」に改め、同号ア中「200万円以上400万円未満」を「125万円以上190万円未満」に改め、同号イ中「除く。）」の次に「、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。」を加え、同条第9号中「91,080円」を「120,840円」に改め、同号を同条第14号とし、同条第8号の次に次の5号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 89,040円

ア 合計所得金額が190万円以上200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 95,400円

ア 合計所得金額が200万円以上290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 101,760円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 108,120円

ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 114,480円

ア 合計所得金額が500万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条に次の1項を加える。

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,620円とする。

第5条第3項中「第38条第1項第1号イ」を「第39条第1項第1号イ」に、「ハ」を「ニ」に、「又は第5号ロ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「第38条第1項第1号から第5号まで」を「第39条第1項第1号から第9号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第8条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、同年4月1日から行うものとする。

2 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、同年4月1日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条に1項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富津市介護保険条例第3条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。